

《アサーティブワールド》 重要事項説明書

1 事業所の概要

| | |
|----------|---|
| 事業所名 | アサーティブワールド |
| 所在地 | 横浜市瀬谷区瀬谷 5-14-9 ハイム芝本 201 |
| 電話番号 | 045-442-5947 |
| 管理者氏名 | 成田玲子 |
| サービスの種類 | 計画相談支援 |
| 事業者指定番号 | 1433400924 |
| 事業開始年月日 | 令和3年12月1日 |
| サービス提供地域 | 横浜市瀬谷区 |
| 事業の目的 | <p>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児又は地域相談支援を利用する障害者並びに障害児の保護者に対し、適正な指定計画相談支援を提供することを目的とする。</p> |
| 運営方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. この事業所が実施する事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行う。 2. 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。 3. 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 4. 事業の実施にあたっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 5. 事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。 |

| | |
|--|---|
| | <p>6 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。</p> <p>7 事業の実施にあたっては、前6項の他、関係法令等を遵守する。 ※地域生活支援拠点として位置付けられていることを横浜市に届け出ている場合、次の8項を追加する。</p> <p>8 地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。</p> |
|--|---|

2 事業所の職員体制など

| 職種 | 従事するサービスの種類や業務 | 人員 |
|---------|-------------------|-----|
| 管理者 | 障害者の相談、事業所の管理の一元化 | 1.0 |
| 相談支援専門員 | 障害者の特定相談 | 1.0 |
| | | |

3 営業時間

| | 適用日 | 営業時間 | 備考 |
|---|----------|--------------------------|----|
| 1 | 月曜日から金曜日 | 7:30~8:30 17:30~18:30 | |
| 2 | 土曜日 | 10:00~16:00 | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施にあたる計画相談支援給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。
- (2) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、10km以上の場合200円をお支払いいただきます。

5 通常の事業の実施地域

横浜市瀬谷区

- 6 身分証常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7 職員の研修について

- (1) 入社時に在職している相談支援専門員が同行訪問などを行い、業務の指導を行います。(採用時1か月以内)
- (2) 外部研修への参加、地域ケア会議への参加などの機会を設け、職員の資質向上を図ります。(継続年2回以上)
- (3) 事業所は入社時及び定期的に「BCP(業務継続計画)マニュアル」を基に委員会を設置し、感染・災害発生時の研修、訓練を致します。
- (4) 事業所は「ハラスメント対策マニュアル」「高齢者虐待予防マニュアル」を基に委員会を設置し、定期的な研修を致します。

8 職員の衛生管理について

- (1) 入社時、年1回会社負担で健康診断を実施致します。
- (2) 担当している利用者感染症等発生時は医療関係者、保険者に相談し罹患、蔓延しないよう留意致します。

9 事故発生時について

- (1) 利用者宅に訪問中及びサービス利用中に事故が発生した際は速やかに、当該利用者の家族、医療関係者、市町村、当該利用者に関わる居宅サービス事業者と連携し、必要な処置を講じます。
- (2) 前項の事故の内容を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。

10 非常災害対策について

- (1) 自然災害等(台風、地震等の天災)の悪天候及び非常災害発生時、約束していた日程で訪問できない場合は当事業所からご連絡をさせて頂き、日にちを改めさせて頂く場合もあります。ご了承ください。
- (2) 非常災害時、可能な限り事業所で担当している利用者の安否確認を致します。
- (3) 事業所で業務継続計画を策定し、感染症や災害が発生した場合においても業務が継続できるよう定期的(年1回)に研修及び訓練を致します。

11 秘密保持について

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者と雇用契約の内容とします。

1 2 相談窓口、苦情対応

(1) 事業所の相談窓口

| | | | |
|---------|--------------|-------|--------------|
| 苦情解決責任者 | 成田玲子 | 対応時間 | 8:30~17:30 |
| 電話番号 | 045-442-5947 | FAX番号 | 045-442-5920 |

| | | | |
|---------|--------------|-------|--------------|
| 苦情受付担当者 | 成田玲子 | 対応時間 | 8:30~17:30 |
| 電話番号 | 045-442-5947 | FAX番号 | 045-442-5920 |

(2) その他の相談窓口

| | |
|--|--|
| 横浜市の相談・苦情窓口： 横浜市健康福祉局相談調整課 (横浜市福祉調整委員会事務局) | 電話番号：045-671-4045 対応時間：月～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前8時45分～12時・午後1時～午後5時 |
| 神奈川県相談・苦情窓口： 神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局 | 電話番号：045-311-8861 対応時間：月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 午前9時～午後5時 |
| 横浜市瀬谷区役所 高齢・障害支援課 | 電話番号：045-367-5715 対応時間：月～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前8時45分～午後5時 |

1 3 法人の概要

| | |
|---------|--|
| 名称・法人種別 | 株式会社NANOKOラバー（営利法人） |
| 代表者名 | 代表取締役 成田玲子 |
| | 介護保険：居宅介護支援事業、訪問介護事業、 第1号事業（横浜市訪問介護相当サービス 大和市介護予防訪問型サービス） 地方自治体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託 コンサルタント事業 訪問美容事業 障害者総合支援法：計画相談支援、居宅介護、重度訪問介護 |
| 法人所在地 | 横浜市旭区笹野台三丁目53番18-201号 |
| 電話 | 045-442-5947 |
| FAX | 045-442-5920 |

令和 年 月 日

説明確認書

契約締結にあたり、重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 横浜市瀬谷区瀬谷 5-14-9

ハイム芝本 201

事業者名 アサーティブワールド

説明者

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意しましたので本書面を交付いたします。

(利用者)

住所

氏名

(法定代理人)

住所

氏名

個人情報に関する同意書

個人情報保護方針

当事業所は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

- 1 個人情報の収集・利用・提供
個人情報を保護管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。
- 2 個人情報の安全対策
個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。
- 3 個人情報の確認・訂正・利用停止
情報主体（本人）などからの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査の上適切に対応します。
- 4 個人情報に関する法令・規範の遵守
個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。
- 5 教育および継続的改善
個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。
- 6 診療情報の提供・開示
診療情報の提供・開示に関しては別に定めます。
- 7 問合せ窓口
個人情報に関するお問合せは、以下までご連絡下さい。

個人情報保護相談窓口： 管理者 成田 玲子

個人情報の利用目的

【利用者様、家族様等への事業所サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所の内部での利用〕

- ・ 当事業所が利用者様等に提供する介護サービス・日常の医療
- ・ 障害者総合支援など保険事務全般
- ・ 利用者様に係る管理運営業務のうち、
 - サービス利用に関する管理
 - 会計・経理
 - サービス改善・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - 利用者様への介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス・日常の医療のうち、
 - 医療機関および他の居宅サービス事業者関係者との連携（担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務・調理業務の業務委託 その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・ 障害者総合支援などの保険事務のうち、
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業所の内部での利用〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち、
 - サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生等の実習への協力
 - 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
 - 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用〕

- ・ 特定の利用者様・関係者についての事例の学会、研究会等での報告は、氏名、生年月日住所等を消去することで匿名化する。匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る。
- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

計画相談支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面を交付し
個人情報の使用について説明しました。

【法 人】

神奈川県横浜市旭区笹野台三丁目 53 番 8-201 号

株式会社 NANOKO ラバー

代表取締役 成田 玲子

印

【説明者】 _____

私は、本書面により事業者から計画相談支援における個人情報の使用することの説明を受け
同意しましたので本書面を交付致します。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

(法定代理人)

住所 _____

氏名 _____